

南和広域医療企業団公告第16号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

南和広域医療企業団 企業長 森川 東

第1 公募型プロポーザルに付する内容

1 委託業務名

南和広域医療企業団床頭台及びランドリー運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容

「南和広域医療企業団床頭台及びランドリー運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

3 契約期間

契約締結日から令和15年3月31日まで（7年間）

また、契約締結日から令和8年3月31日までは運用準備期間とし、その期間中に発生する費用は、全て受託者の負担とします。

① 翌年度以降の収入支出予算において、委託料が減額又は削除されたときは、委託者はこの契約を変更又は解除することができるものとする。また、本業務に定める事項を履行しない時、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約の解除を行うことがある。これらの場合において、受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとする。

② 契約は、南和広域医療企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約とし、契約内容、条件については、公募型プロポーザルによる最優秀提案者として決定された者との協議により決定するものとする。

4 履行場所

- ・南和広域医療企業団南奈良総合医療センター
- ・南和広域医療企業団吉野病院
- ・南和広域医療企業団五條病院

5 病院施設の使用料

管理手数料（病院施設の使用料及び電気料金相当額）として、テレビ（プリペイド）カード等の売上金実績額（税込）に受託者が提案した一定の料率を乗じて得た額を当企業団に納付すること。

第2 応募資格

このプロポーザルに参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者

とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること
- 3 仕様書の内容を単独で行うことのできる法人であること
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く
- 5 民事執行法（昭和 54 年 3 月 30 日法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと
- 6 公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者
- 7 公告日現在において、奈良県備品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと
- 8 過去 10 年の間に、病床数 200 床以上の規模を有する病院において、本業務と同種又は類似の業務を継続して受託し、若しくは導入実績があり、誠実に業務を履行した実績がある者であること
- 9 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 10 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格有資格者で、営業種目：「01（賃貸業務）」で登録し

ている者であること（企画提案書提出時点において登録が認められている場合は可とする。）

第3 手続等

1 担当部署

〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1
南和広域医療企業団南奈良総合医療センター 事務局施設用度課 林
電話番号 0747-54-5000（代表）内線2117
電子メールアドレス kanzai@nanwairyou.jp

2 仕様書及び床頭台及びランドリー運営業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の入手

公告日から令和7年12月2日（火）午後5時までの間に、「南和広域医療企業団ホームページ」から入手するものとする。

3 その他

説明会の開催、参加申込書の提出、質問の受付、企画提案書類の提出、プレゼンテーション、留意事項については、募集要項に示すところによる。

第4 選定方法

募集要項に示すところによる。

第5 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 本契約に係る下請け契約に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 本契約に係る下請け契約に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合は除く。）において、企業団が企業団との契約の相手方に対して下請け契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第6 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記第5の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

なお、上記第5中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替える。

第7 その他

- 1 本業務の提案への参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- 2 提出された企画提案書類は返却しない。